道路整備財源の確保等に関する重点要望

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備財源を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 地方の計画的な道路整備のための財源確保について
- (1) 地方の必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の 意見を踏まえ、地方税財源の充実強化を図ること。
- (2)「地域活力基盤創造交付金」については、将来にわたり、地方にとって使い勝手の良い制度とするとともに、必要な財源を確保すること。
- 2. 社会資本整備重点計画における道路の地方版の策定に当たっては、地方の 道路整備の実情を十分配慮し、地方が真に必要としている道路整備が計画的 に実施できるよう、地方の意見を十分に踏まえること。
- 3. 円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、地方道等の整備に当たっては、地域の実情等を十分勘案するとともに必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。
- 4. 橋梁の長寿命化修繕計画策定に対する財政措置を拡充するとともに、対象 橋梁の範囲を広げること。また、橋梁の維持補修及び架け替え等に対する財 政措置の充実を図ること。